

自家用電気工作物保安管理業務 委託仕様書

1 目的

電気事業法の規定に基づき、山形県立こころの医療センターの自家用電気工作物に係る各種届出及び保安管理業務を委託するもの。

本仕様書は、業務の概要を示すものであり、本仕様書に記載のない事項であっても、現場状況に応じて必要な事項は業務に含むものとし、契約金額の範囲内で実施するものとする。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（36箇月）

3 対象設備

- (1) 事業所名 山形県立こころの医療センター
- (2) 所在地 鶴岡市北茅原町13番1号
- (3) 需要設備
設備容量：1,200kVA 受電電圧：6,600V 最大電力：585kW
絶縁監視装置：無（設置する場合は契約時に協議すること）
- (4) 非常用予備発電装置
設備容量：300kVA 定格電圧：6,600V
原動機の種類：ディーゼル機関

4 業務範囲

(1) 点検、作業報告

ア 定期的に行う点検の周期は次のとおりとし、巡視点検、測定及び試験の結果、経済産業省に定める技術基準の規定に適合しない事項がある時は、必要な指導又は助言を行うこと。

- a 月次点検：毎月1回（需要設備は1カ月1回）
- b 年次点検：年1回
- c 臨時点検：必要の都度

イ 点検作業は、点検対象設備が関係法令に適合し、その機能を十分発揮できるように誠実にを行うこと。また、点検者は、第1種電気工事士若しくは第2種電気工事士の資格を有すること。

ウ 停電を要する年次点検は、外来診察のない休診日に行うこと。

エ 保守点検を実施した場合は、その都度点検報告書により発注者に報告すること。

オ 電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

(2) 事故発生

ア 点検対象設備において、事故発生又は故障、不具合により、要請があれば直ちに技術者を派遣し、調査、点検、調整等を行うこと。

イ 電気工作物の事故発生の際は、応急処置等を指導するとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止のために取るべき措置を指導又は助言し、必要に応じ臨時点検を行い、電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。

(3) 経済産業省への申請、手続き

保安管理業務外部委託承認申請書等の作成及び申請手続きを行うこと。

5 法規等の遵守

業務の実施にあたっては、電気事業法、労働安全衛生法、電気工事士法、電気通信事業法、消防法、建築基準法、「電気設備に関する技術基準を定める省令」で定める技術基準、その他関連法規等を遵守すること。

6 その他

- (1) 受注者は、保安業務従事者の要件に該当している者から保安全管理担当者を指名し、「委託契約の相手方が電気事業法施行規則第 52 条の 2 の要件に該当することを証する書類」により氏名等を発注者に通知すること。
- (2) 夜間、休日緊急連絡先を書面で提出すること。